

院内感染対策サーベイランス（Japan Nosocomial Infection Surveillance）の今後の対応（案）

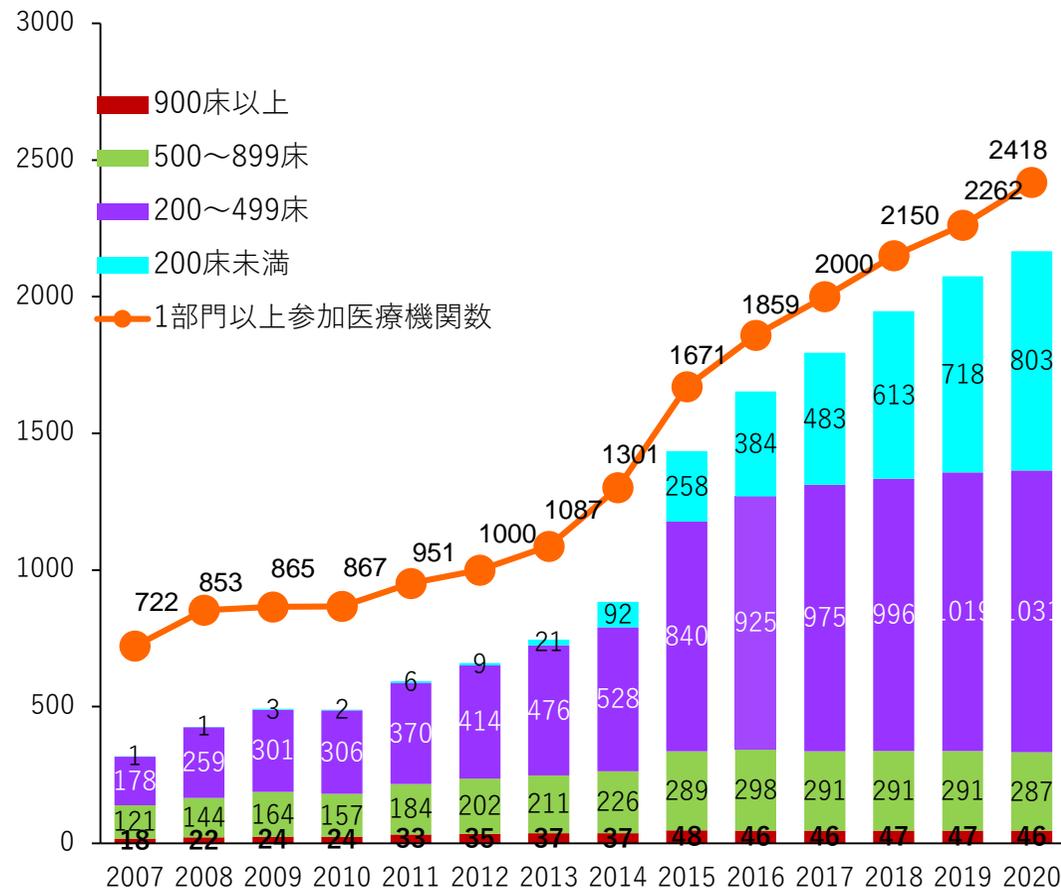
資料 1

厚生労働省健康局結核感染症課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

【JANIS概要】

- 各医療機関内において実施される感染症の発生状況の報告 その他の院内感染対策の推進を目的とした改善方策を支援するため、全国の医療機関における院内感染の発生状況、薬剤耐性菌の分離状況及び薬剤耐性菌による感染症の発生状況等に関する情報を提供することを目的として実施する。
- (1) 検査部門サーベイランス (2) 全入院患者部門サーベイランス (3) 手術部位感染(SSI)部門サーベイランス (4) 集中治療室(ICU)部門サーベイランス (5) 新生児集中治療室(NICU)部門サーベイランス



【JANISの対象施設の経緯】

- 2013年までは200床以上の医療機関。
- 2014年に病床条件を撤廃。
- 2015年、病院と有床診療所では、医療法上、施設基準や人員配置基準が異なっていることから原則、19床以上とした。ただし、原則なので、申請があれば診療所も認めている。
- 2016年4月に作成された薬剤耐性（AMR）対策アクションプランでは、外来検体における薬剤耐性の動向の把握に努める旨が記載。2018年に外来検体の集計結果を公表することを決定。

（参考）AMR対策アクションプラン 戦略2.1（p.25）

院内感染対策サーベイランス（JANIS）の対象施設や対象項目の見直し等により、外来部門や高齢者施設入所者における薬剤耐性（AMR）の動向の把握に努める。

【対応案】

- アクションプランの戦略2.1を踏まえて、外来部門をより正確に把握するために診療所もJANISの対象施設に含まれること明確にしてはどうか。
- 具体的には実施要綱にある「原則として19床以下の診療所を除く」を削除。

（参考）院内感染対策サーベイランス事業実施要綱

第4事業の実施

1 参加医療機関の募集

厚生労働省健康局結核感染症課は、本サーベイランスへの参加を希望する

医療機関（原則として19床以下の診療所を除く。）を、都道府県・保健所設置市・特別区を通じて募集する。

【JANISの対象施設の募集方法】

- JANISの対象施設については、例年厚生労働省健康局結核感染症課が4～5月に通知を発送し、都道府県・保健所設置市・特別区を通じて、翌年の1月から参加する医療機関について、追加募集を行う。

第4 事業の実施

1 参加医療機関の募集

厚生労働省健康局結核感染症課は、本サーベイランスへの参加を希望する

医療機関（原則として19床以下の診療所を除く。）を、都道府県・保健所設置市・特別区を通じて募集する。

2 医療機関の参加登録

医療機関は参加を希望するサーベイランス部門及び担当者に関する必要事項を都道府県・保健所設置市・特別区を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課に登録する。

【対応案】

- アクションプランの戦略2.1を踏まえて、薬剤耐性(AMR)に関する動向調査に参加する医療機関数を増やす観点から追加募集して参加できる時期を年1回のところ、毎月応募を受け付けてはどうか。